

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第6回総会

令和5年6月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和5年6月15日 午後3時20分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

桑折地区 井浦 成晴（欠席） 万正寺・平沢地区 佐藤 正幸
南半田地区 横山 正春 北半田地区 早田 與喜治

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係長 吉田 安孝
主任主査 後藤 尚子
主任主査 小野地 俊介

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会長

ただ今から令和5年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

2番 蓬田 浩幸 委員

3番 氏家 浩 委員 を指名いたします。

会長

それでは、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第12号、農地法第3条許可申請 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

申請地は、譲渡人がこれまで耕作していた農地です。

譲受人は、桑折町内に農地を有し、農業経営拡大を図る農業経営者であり、譲渡人と譲受人による売買契約による所有権移転を行うための申請です。

申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、所有権移転により今まで以上に効果的な農地利用が図られると考えます。

本申請については、3条許可要件をすべて満たしていますので問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号1について桑折地区担当である 井浦成晴 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いするところですが、所要につき欠席ですので、事務局からお願いします。

事務局

桑折地区担当井浦委員より現地調査の結果を預かっていますので、代読いたします。

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は、所有者である譲渡人が管理耕作している農地です。

今回、整理番号1の農地を、農業経営拡大を図る譲受人に売却するということですが、譲受人は隣接地で耕作を行っていることから、これまでと同様に耕作することが確実と思われまますので、この権利取得により、より一層適切な管理が期待される場所です。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第12号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第13号、農地法第5条許可申請 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

東北電力ネットワーク株式会社の仙台B線という送電線が町内を縦断しておりますが、当該送電線は現在使用されておらず、今回、その鉄塔及び送電線の撤去工事を行うこととなりました。そのため、町内28か所で工事用地や資材置き場、仮設設備用地等が必要となり、今回の一時転用申請が提出されました。

申請地は全て仙台B線の鉄塔周辺もしくは送電線の真下となっております。28か所中、作付けされている農地は計8か所であり、残り20か所は遊休農地となっております。なお、当該申請地は農振農用地もしくは第2種農地ではありますが、工事に伴う一時転用ならば、最長3年の期間で必要最小限の転用が可能で、今回は令和6年3月31日までの9カ月間の一時転用申請となっております。

なお、工事用地に鉄板を敷く、仮設トイレなどの利用、資材飛散防止のための柵の設置など、周辺環境へ影響を及ぼさないための対策を行い、工事終了後は、原形復旧を行うとのことです。

以上のことから、今回鉄塔及び送電線の撤去工事のために、鉄塔周辺及び送電線真下の農地を一時転用して工事用地を確保することはやむを得ないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号2について平沢地区担当である 佐藤正幸 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

現地は、平沢地区の山間地にあり、現況として遊休農地となっております。周辺は山林です。

鉄塔及び送電線の撤去工事が必要となる工事用地として、送電線の下にあるこれらの農地を利用することはやむを得ないことであり、周辺は山林なので周辺農地への影響も考えられないため、工事終了後に適切に現状復旧されるなら、一部転用に支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。続きまして、南半田地区担当である 横山正春 推

進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は、南半田地区の山間地になります。

耕作中の農地は5か所あり、桃などが栽培されていますが、残り8か所は遊休農地です。

鉄塔及び送電線の撤去工事で必要となる工事用地として、送電線の下にあるこれらの農地を利用することは、やむを得ないことであり、工事に伴い周辺農地へ影響が及ばないように適切に措置がされ、工事終了後に現状復旧されるなら、一時転用に支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。続きまして、北半田地区担当である 早田與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は、北半田の銀栗地区内になります。

耕作中の農地は3か所あり、桃が栽培されていますが、残り9か所は遊休農地です。

鉄塔及び送電線の撤去工事で必要となる工事用地として、送電線の下にあり、これらの農地を利用することは、やむを得ないことであり、工事に伴い周辺農地へ影響が及ばないように適切に措置がされ、工事終了後に現状復旧されるなら、一時転用に支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い

します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。それでは事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第14号、基盤強化促進法 整理番号3、4を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

すべて農地中間管理事業を利用した使用貸借となり、福島県農業振興公社との転貸契約となります。

利用権設定については、すべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第14号について、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、6月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和5年第6回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時30分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人